

市税の大切さ 考えてください

税の公平な負担のために滞納整理に取り組んでいます

詳しくは納税課 ☎470・7729へ。

市のサービスを 支えているのは皆さんです

市が提供するさまざまなサービスは、皆さんに納付して

いただいている市税が主な財源です。19年度歳入予算約33.8億円のうち、市税収入は歳入の約50%を占めていることから分かる通り、財源を確保(市税を徴収)しなければ、福祉や教育をはじめ、市民の皆さんに必要なサービスを提供できなくなってしまいます。

市税は納期限内に納付を

納期限内に市税を納められないと、年率14・6%の延滞金(納期限から1カ月までは4・4%)、19年度中を併せて納付していただく場合があります。お手持ちの納税通知書で納期限内に納付していただきますようお願いいたします(各市税の納期限は下表をご覧ください)。

と、納付していただいた方との公平性を欠くばかりでなく、保険制度そのものが危うくなってしまいます。市では、市政や事業を支える財源の安定した確保のため、また納期限内に納税された方との公平性を確保するためにも、滞納解消に向け徴収強化に取り組んでいきます。

務にも皆さんから納付していただいた貴重な税が使われています。昨年度、市税・国保税合計で9万通以上の督促状を発送しました。この発送経費だけでも、年間約500万円の支出になります。滞納を解消することで、督促状や催告書等の印刷・送付に要する経費等が削減でき、ほかの行政サービス充実させることができます。

お支払いに困ったら必ず相談を

病気や事業の廃止など、やむを得ない事情により市税の納付が困難な方はそのまま放置せず、早急にご相談ください。詳しい事情をお聞かせいただき、納付方法等の相談に応じます。

また、相談も納付もない場合には、市税に対して納付の意志がないと判断し、財産調査を進め、差し押さえ等の滞納処分を執行します

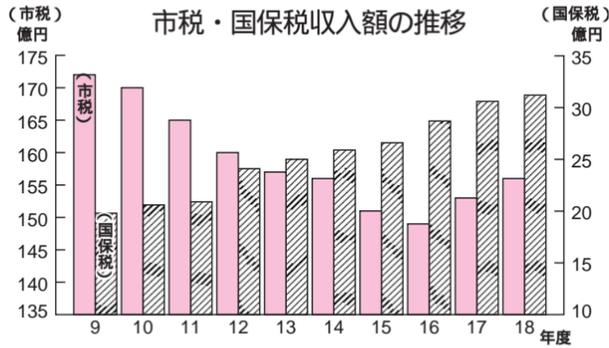
10月17日・18日、20日・21日に 夜間・休日納税相談窓口を開設

平日に来庁や金融機関に向くのが困難な方や、事情があるため納期限内での納付が困難な方のために、夜間・休日納税相談窓口を開設します。

【日時】夜間窓口=10月17日(水) 18日(木) いずれも午後8時まで 休日窓口=10月20日(土) 21日(日) いずれも午前9時~午後4時

【会場】納税課(市役所2階)

【内容】納税相談、納付受け付け
相談の場合は、事前に来庁の日時をご連絡ください。なお、税証明の発行や課税の相談はできません。介護保険料は納付書を持参していただければ領収します。



また、国民健康保険料は、加入している皆さんに負担していただく国民健康保険税(以下「国保税」)によって事業が運営されています。国民健康保険は加入者一人ひとりが税を納付していただくことで、一定の負担で

いたただけない方に対し、督促状・催告書等の文書の送付や電話による催告を行い、早急な納税のお願いをしています。それでも納付相談がない方には、納期限内に納付していただいた方との公平性を保つため、法律に基づき財産の差し押さえ等の滞納処分を実施いたします。

10月以降(19年度)の市税納期一覧

区分	固定資産税 都市計画税	市・都民税 (普通徴収)	国民健康 保険税
10月		3期 10月31日(水)	4期 10月31日(水)
11月			5期 11月30日(金)
12月	3期 12月25日(火)		6期 12月25日(火)
1月		4期 1月31日(木)	7期 1月31日(木)
2月	4期 2月29日(金)		8期 2月29日(金)
3月			9期 3月25日(火)

市民の皆さんに安定したサービスを提供するために、納期限内に納付していただきますようお願いいたします。

口座振替をご利用ください

「仕事が忙しくてなかなか銀行の窓口に行けない」「つい、すっかり市税を納めるのを忘れてしまった」という場合があります。しかし、つい、うっかりが重なり、市税の未納額が累積して高額となり、ますます市税等の納付が困難になることがあります。

口座振替にすると、金融機関等へ支払いに行く手間が省けるだけでなく、納め忘れ

ことがないため、延滞金がかからないなどのメリットがあります。これから納期が到来する市税等の納付には、ぜひ口座振替をご利用ください。

なお、口座振替は次の方法で申し込みができます(ただし、申し込みから振替開始まで1カ月程度かかりますのでご了承ください)。

「滞納を発生させない! 悪質な滞納を許さない!」をスローガンに

不動産の公売を実施

滞納処分の強化として、11月に国税徴収法(以下「法」第94条等)に基づく差し押さえ不動産の公売を実施します。

今年度も都主税局個人都民税対策室の指導の下、全都税事務所と市区町村が一層に会して行う合同公売に参加します。

10月中旬に公売公告を行います。物件等の詳細は、広報紙やホームページをご覧ください。

インターネット(公売不動産)も実施

11月に市の新たな試みとして、インターネット公売を実施します。10月中旬にヤフーのインターネットオークション(官公庁)に公開されます。物件等の詳細はヤフーのオークションサイトをご覧ください。

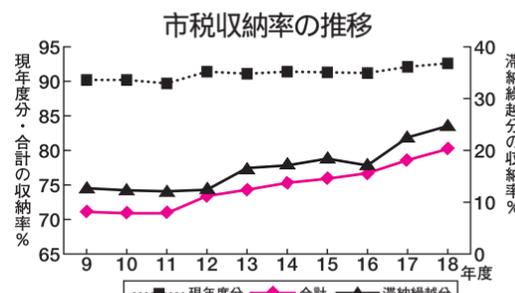
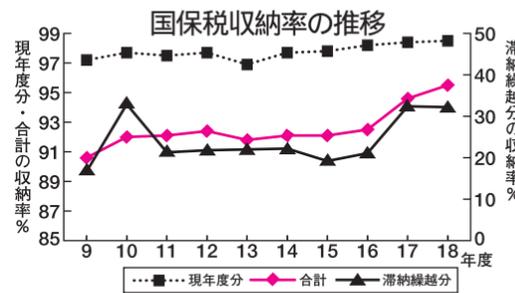
差し押さえ等の滞納処分を強化し、税の公平性を守るために、納期限を過ぎても納付し

差し押さえ・公売による強制徴収の強化

市では、16年度に142件、17年度に前年度比2.2倍の287件、そして18年度には前年度比1.6倍の460件の差し押さえを執行しました。今年度は8月末の時点で既に280件の差し押さえを執行しています。

この徴収強化対策により、下表のように市税、国保税ともに収納率が毎年度向上しています。今後も納期限内に納付された方との公平性を保つためにも、滞納者の財産調査を積極的に行い、

滞納している市税に充当するために、「公売 換価」の流れを徹底するべく、より一層の強制徴収強化対策を実施していきます。



また、差し押さえ後も誠意のない滞納者に対しては

滞納している市税に充当するために、「公売 換価」の流れを徹底するべく、より一層の強制徴収強化対策を実施していきます。



口座振替なら納め忘れを防げます(写真は納期限内納税を促す納税キャンペーンから)

さまざまな納付方法

17年度から導入した、郵便局・金融機関のATMからの振り込み「コンビニエンスストアに設置されているATMからの振り込み」「インターネットを利用した振り込み」は、手数料が有料であるにもかかわらず、多くの方に利用していただけるようになりました。

これらの納付方法は、平日はもとより、土曜・日曜日および夜間等の金融機関の閉店時でも利用可能なことから、繰り返しご利用の方も増えていくようです。納税される皆さんの利便性を向上させるために、これからも新たな納付方法について調査・検討を進めていきます。詳細は、当初送付した各税の納税通知書に同封したチラシをご覧ください。納税課へ問い合わせください。